

令和6年4月12日

保護者の皆様へ

高等学校等就学支援金（家計急変支援制度）について

令和5年4月から、高等学校等就学支援金に**家計急変支援制度**が創設されました。この制度は、授業料を負担していた世帯に家計急変が起こった場合、前年の課税所得によらず**就学支援金の受給を可能**としたものです。

受給の要件となる家計急変の対象は

①急変理由 ②発生時期 ③発生後の推計年収で判定されることとなります。詳しくは裏面の「就学支援金家計急変支援制度」でご確認いただき、申請を希望する場合は、**事務室までお知らせ**ください。

また、**今後家計急変が発生した場合**、申請が遅れると就学支援金の支給時期が遅れることもありますので、発生後は**速やか**にご連絡ください。

【問い合わせ先】

愛媛県立松山南高等学校 事務室
（全日制）豊田 （定時制）宮内
Tel 089-941-5431

就学支援金家計急変支援制度について

1 対象者

通常の就学支援金を受給していない者（年収が910万円以上程度の世帯）の推計年収が590万円未満程度となる場合

2 対象となる家計急変理由

- (1) 負傷・疾病による療養のため勤務できないこと（その後90日以上就労困難）
- (2) 自己の責めに帰することのできない理由による離職
 - ・会社都合の解雇
 - ・正当な理由のある自己都合退職（倒産状態の会社を離職、妊娠出産育児、父母の扶養、親族の常時看護等による離職等）
 - ・被災により就労困難となった場合

3 対象となる家計急変発生時期

- (1) 就学支援金の支給月が令和6年4月～令和6年6月の場合
令和3年1月2日以降に発生
- (2) 就学支援金の支給月が令和6年7月～令和7年3月の場合
令和4年1月2日以降に発生

4 必要となる証明書類等

(1) 家計急変事由証明書類

※例 医師による診断書（90日以上就労が困難な旨が記載）
雇用保険受給資格者証、破産手続開始を証明する書類等

(2) 収入証明書類

家計急変後の収入の状況を証明する書類

※例 給与明細書、年金振込通知書、会計帳簿等

5 申請の流れ

